

福祉環境委員会

令和2年3月6日(金)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】 柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、
湯浅健康医療対策課副参事、河上子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、埴総合窓口課長、野田環境課長、
森脇税務課長、土谷資産税課長

〔金城支所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭支所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

〔三隅支所〕田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】 新開書記

議 題

- 1 議案第 3 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 8 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 9 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 10 号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 14 号 浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について
- 6 執行部報告事項
 - (1) プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業の実施状況について 【地域福祉課】
 - (2) 新型コロナウイルス感染症について 【健康医療対策課】
 - (3) はまだ健康チャレンジ事業の実施状況について 【健康医療対策課】
 - (4) 第2期 浜田市子ども・子育て支援事業計画について 【子育て支援課】
 - (5) さんあいホームにおけるデイサービス事業について 【金城支所市民福祉課】
 - (6) 浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画について 【工務課】
 - (7) 浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正について 【下水道課】
 - (8) その他
(配付物)
 - ・ 浜田市人口状況（令和元年11月末～令和2年1月末） 【総合窓口課】

(次頁へ)

7 所管事務調査

- (1) 浜田市の療育手帳所持者数の推移 【地域福祉課】
- (2) 保育の無償化による市の負担について 【子育て支援課】
- (3) 保育の無償化に伴う幼稚園から保育所(園)への転園の状況について 【子育て支援課】
- (4) 出生数の見込みと今後の保育運営について 【子育て支援課】
- (5) 平成30年度 子ども医療費と市の負担 【保険年金課】

8 その他

**令和 2 年 3 月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目次

議案第3号	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第8号	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第9号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第10号	浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第14号	浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について	…	6ページ

浜田市印鑑条例（平成17年浜田市条例第33号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第34号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 〔略〕 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 〔略〕 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>

現行	改正後（案）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は、61万円を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第18条の12 第18条の8の賦課額は、16万円を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に28万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 〔略〕</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は、63万円を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第18条の12 第18条の8の賦課額は、17万円を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」とする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」とする。</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」とする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」とする。</p>

現行	改正後（案）
<p>（診療日等）</p> <p>第4条 休日診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）診療時間は、午前10時から正午まで及び<u>午後1時から午後4時</u>までとする。ただし、往診は行わない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（診療日等）</p> <p>第4条 休日診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）診療時間は、午前10時から正午まで及び<u>午後1時から午後3時</u>までとする。ただし、往診は行わない。</p> <p>2 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>（料金）</p> <p>第2条 工業用水道の1日当たりの料金は、次の規定により算定した額に1.10を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量（浜田市工業用水道事業供給規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第25号）の定めるところにより工業用水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が承認した1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。）1立方メートル当たり48円の割合で計算した額とする。</p> <p>(2) 特定料金 特定使用水量1立方メートル当たり48円の割合で計算した金額とする。</p> <p>(3) 超過料金 基本使用水量又は特定使用水量を超えて使用した場合、超過使用水量1立方メートル当たり55円の割合で計算した額とする。</p>	<p>（料金）</p> <p>第2条 工業用水道の1日当たりの料金は、次の規定により算定した額に1.10を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量（浜田市工業用水道事業供給規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第25号）の定めるところにより工業用水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が承認した1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。）1立方メートル当たり29円の割合で計算した額とする。</p> <p>(2) 特定料金 特定使用水量1立方メートル当たり29円の割合で計算した金額とする。</p> <p>(3) 超過料金 基本使用水量又は特定使用水量を超えて使用した場合、超過使用水量1立方メートル当たり33円の割合で計算した額とする。</p>

プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業 の実施状況について

プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」の購入引換券の交付や商品券の販売が終了しましたので、下記のとおり実施状況を報告します。

1. 購入引換券交付者数等

(1) 令和元年度（平成31年度）住民税非課税者（交付申請が必要）

対象見込者数 12,089人、うち交付申請者数 4,202人（申請率 34.8%）

◇購入引換券交付申請受付期間：令和元年8月13日（火）～令和2年1月31日（金）

購入引換券交付者数 4,128人

(2) 子育て世帯の世帯主（交付申請は不要）

購入引換券交付者数 1,330人（対象の子の人数）

購入引換券交付者数合計 (1)+(2) 5,458人

2. 商品券販売状況（2月28日現在の浜田市販売分及び郵便局販売分の合計）

※商品券の販売は、3月2日（月）まで

販売冊数 19,551冊

券面額 97,755,000円

3. 使用済み商品券換金額（2月28日まで） 87,678,500円（換金率 89.7%）

4. 商品券取扱事業者数 283事業所

5. その他

商品券の使用期限は令和2年3月31日（火）です。

使用済み商品券の換金は、令和2年4月10日（金）まで金融機関で行います。なお、以降は期間を区切って市において換金します。

新型コロナウイルス感染症について

1 対応経過

- 令和2年1月31日 浜田市新型コロナウイルス対策班設置
- 令和2年2月7日 浜田市新型コロナウイルス対策警戒本部設置
- 令和2年2月27日 浜田市新型コロナウイルス対策本部設置

2 相談件数

- 県の相談の状況（2月25日現在）
 - 一般相談 419件 帰国者・接触者相談センター178件
 - 帰国者・接触者外来 14件 検査 11件
- 市の相談の状況（3月3日現在） 23件

3 感染が疑われる場合

【相談の目安】

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などがある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方は上記症状が2日以上続く場合

浜田保健所 帰国者・接触者相談センター 電話：29-5970（24時間対応）

帰国者・接触者外来（医療機関名は非公表）

受診が必要と判断された場合、保健所から受診時間・受診方法のお知らせ

帰国者・接触者外来での診察の結果

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合検査を実施

陽性の場合

感染者 入院・治療
濃厚接触者 自宅待機含め14日間健康観察、症状確認し検査

4 新型コロナウイルスに関する一般相談

- 浜田保健所 電話：29-5967
- 県庁健康推進課 FAX：0852-22-6328（聴覚等に障がいのある方はFAXをご利用いただけます。）
- 厚生労働省 電話：0120-565653（フリーダイヤル）
FAX：03-3595-2756

5 感染症対策

新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染ですので、ウイルスが付着した手で口や鼻をさわると感染につながります。感染予防には、手洗い・咳エチケットが重要です。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 ^{せき} 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

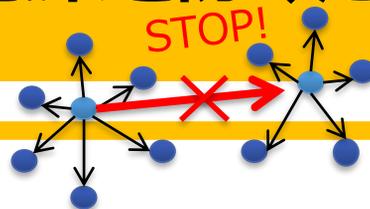
その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め なくとも大丈夫

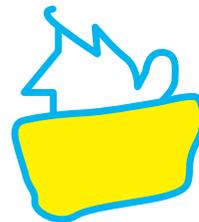
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週1億枚

以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

はまだ健康チャレンジ事業の実施状況について

1 実施内容

- (1) 対象 18歳以上の浜田市民（浜田に通勤・通学者を含む）
- (2) 実施期間 第1期 5月～7月、第2期 10月～12月
- (3) 内容 歩数・運動・朝食・社会参加のポイントを記録し、1か月に100ポイント以上貯まった場合応募ができ、1期・2期それぞれ100人ずつの市民に賞品（2,000円分商品券）が当選しました。

2 応募状況

(1) 応募数

	1期	2期	合計
延人数	788	1,059	1,847
実人数	352	436	602



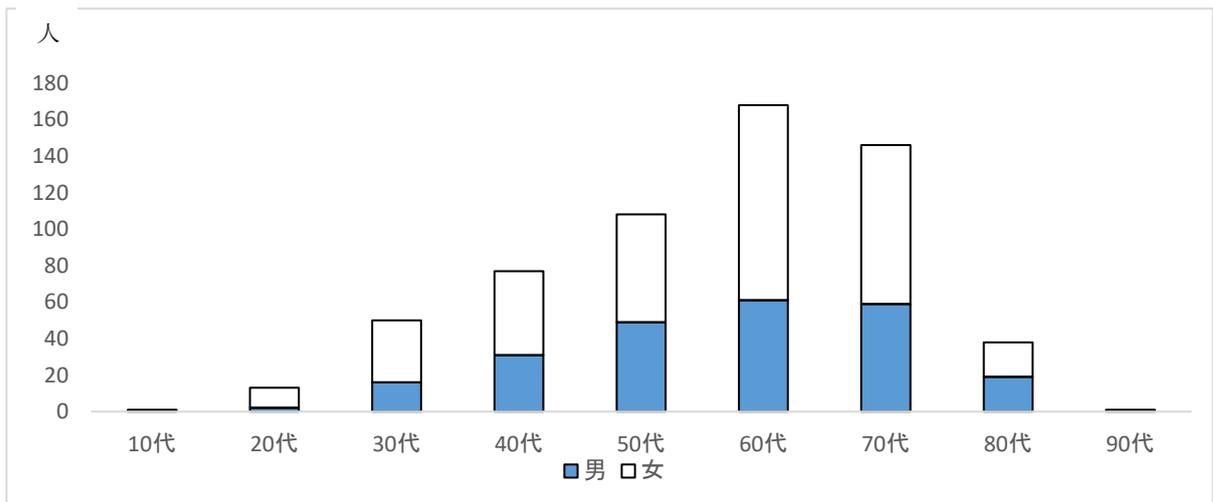
(2) 年代別応募状況（実人員）

	応募実人員（人）		
	男性	女性	男女計
10代		1	1
20代	2	11	13
30代	16	34	50
40代	31	46	77
50代	49	59	108
60代	61	107	168
70代	59	87	146
80代	19	19	38
90代	1		1
合計	238	364	602

応募者の1日平均歩数

男性 7,657歩

女性 5,878歩



3 今後の課題取り組み

- (1) 参加者を増やす取り組み：グループ賞、事業所等へ会社ぐるみの取り組みへのはたらきかけ、各種イベントとのコラボ（イベント日にポイント2倍）など
- (2) 歩数を増やす取り組み：SNS等で応募者の感想や歩数を増やす工夫の紹介など